県営林立木売払のご案内

―氷見市小滝県営林―

現地下見案内　令和８年 12 月１日（火）
入札実施日　令和８年 12 月９日（水）

富山県農林水産部森林政策課

目次

◎売払物件、入札参加資格　1
◎売払物件位置図　2
◎現地下見案内集合場所位置図　3
◎入札、売買契約、伐採搬出のスケジュール概要　4
◎入札受付場所案内図　5
◎入札日の持参品等　6
◎入札保証金について　7
◎富山県報公告　8
◎入札心得書　１１
◎入札書、委任状様式　１２
◎売買契約書（案-1）　＜延納特約のない場合＞　１４
◎売買契約書（案-2）　＜延納特約のある場合＞　１８

お問い合わせ先
〒９３０－０００４
富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル4階
富山県農林水産部森林政策課森林整備係
TEL ０７６－４４４－３３８６（直通）

◎売払物件（立木）

所　在　地	樹　種	本　数 （本）	立木材積 （立方メートル）	予定価格 （円）
富山県氷見市 小滝県営林	スギ	1,334本	1,725.866m3	4,357,200円

備考　予定価格とは、あらかじめ県が定めた最低売払価格をいう。
（消費税及び地方消費税に相当する額は含めない。）

◎入札参加資格

富山県内において木材（素材（薪炭用材及びきのこ生産原木を除く。）、製材、特殊用材（集成材等）及び木材チップ）の生産又は販売を業とする者とします。

ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項に規定する一般競争入札に参加することができない者又は同条第２項各号に掲げる者は入札に参加できません。

◎入札参加資格の確認

入札日の受付時間内に次のいずれかの書類を提出願います。

①富山県木材組合連合会の発行する木材業者等登録証の写し

②過去２年以内の富山県内における木材の生産又は販売の実績を証する書類（木材取引に係る契約書の写し等）

－参考　地方自治法施行令抜粋－

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

◎売払物件位置図

氷見市小滝県営林位置図



◎現地下見案内　集合場所位置図

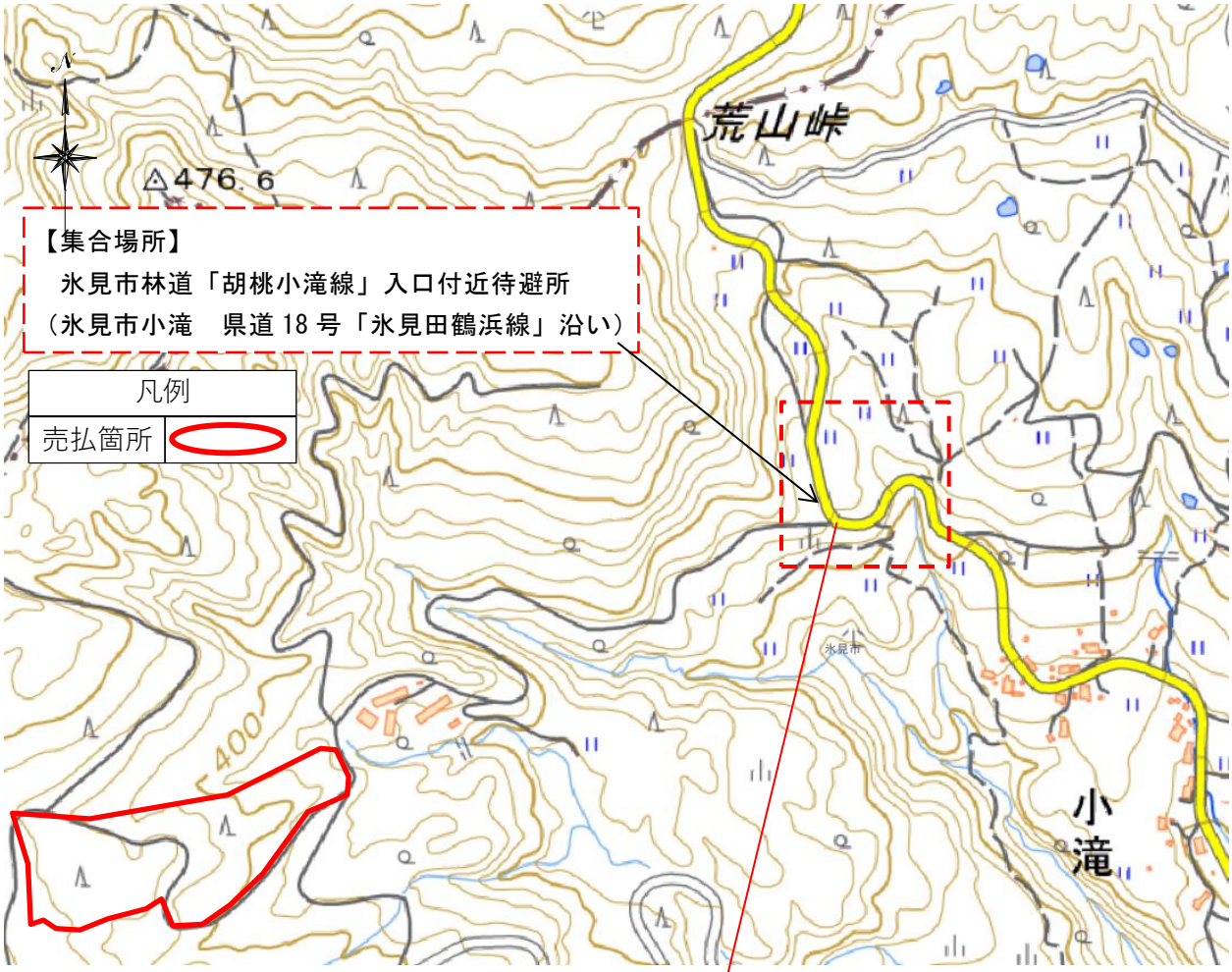



◎入札、売買契約、伐採搬出のスケジュール概要

入札の公告

11 月 25 日（水）　富山県報により公告　関係団体へ案内

現地下見案内

12 月 1 日（火）　集合場所　氷見市林道「胡桃小滝線」入口付近待避所
（氷見市小滝　富山県道 18 号「氷見田鶴浜線」沿い）
集合日時　12 月 1 日（火）午後２時
参加される方は 11 月 30 日（月）迄に下記へ御連絡下さい。
連絡先　高岡農林振興センター森林整備課林政・普及班
TEL　0766-26-8454

入札受付

12 月 9 日（水）　場所　富山県庁本館 1 階入札室
受付時間　午前 10 時 15 分～午前 10 時 55 分
・入札参加資格確認
・入札保証金納付　7 ページ＜入札保証金について＞参照

入札

12 月 9 日（水）　執行時間　午前 11 時 00 分　11 ページ＜入札心得書＞参照

開札及び落札者決定

12 月 9 日（水）　入札後速やかに行います。

売買契約締結

12 月 16 日（水）迄　契約条項は 14 ページ～＜契約書(案)＞参照
搬出期限は立木引渡しから３ヵ年以内で定めます。

代金納付

１月７日（木）迄

立木引渡し

代金納付後 15 日以内　領収書を提出していただきます。

伐採、搬出着手

立木引渡し後　立木引渡し後の着手となります。
伐採搬出計画書を提出していただきます。

搬出完了

搬出期間内　搬出完了届を提出していただきます。
搬出期限内に完了しない場合、遅延損害金が必要です。

跡地検査

完了届提出から 15 日以内　県職員が立ち会います。
残存する立木は県の帰属となります。

◎入札受付場所案内図

富山県庁本館１階入札室

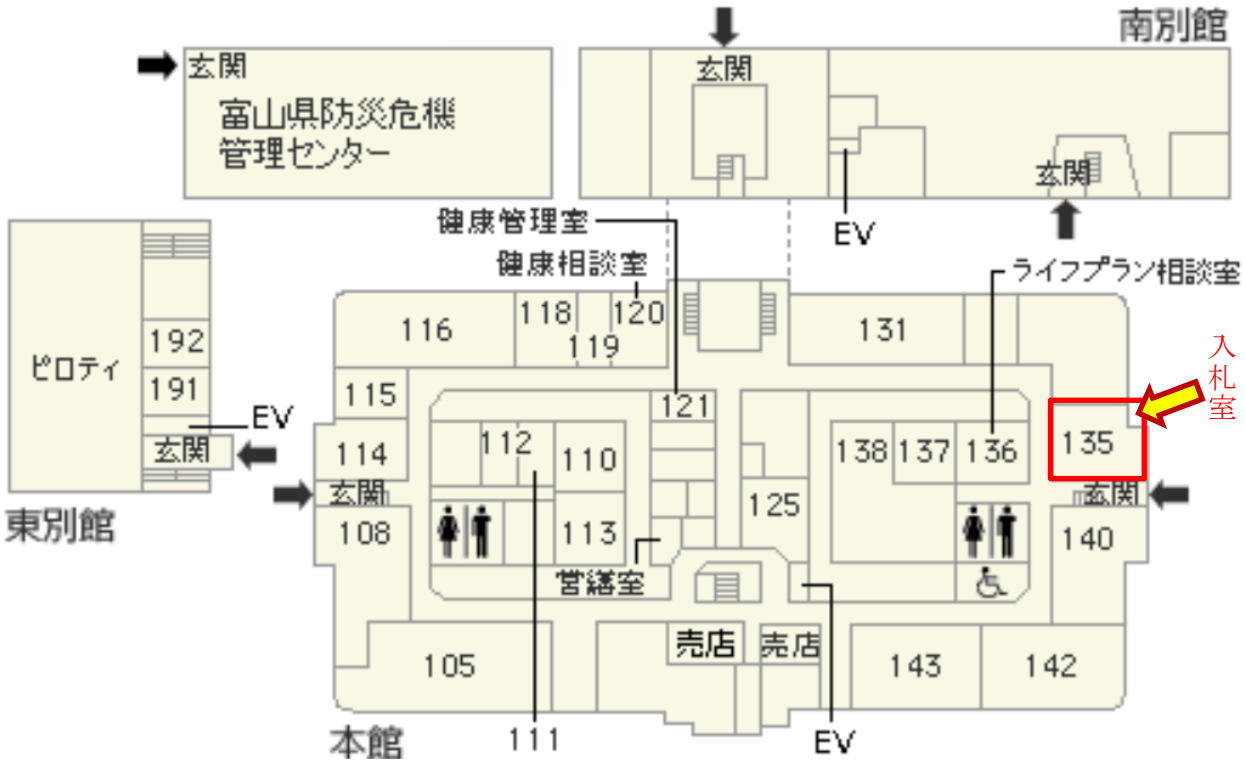

◎入札日の持参品等

① 入札参加資格確認書類

次のうちいずれかを入札前の受付時間内に提出願います。

・富山県木材組合連合会の発行する木材業者等登録証の写し

・過去２年以内の富山県内における木材の生産又は販売の実績を証する書類（木材取引に係る契約書の写し等）

② 入札書１部

所定の様式（12 ページ）を使用して下さい。

記名のうえ代表者印を押印して下さい。

代表者印でなく、代理人の押印による場合は③の委任状が必要です。

なお、入札書記載金額は、入札心得書第５条に示すとおり、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する額としますので、混同のないようご注意下さい。

（例）

	見積もった契約希望金額 ①	入札書記載金額 ①×100/110
第１回入札	11,000,000円	10,000,000円
第２回入札	16,500,000円	15,000,000円

③ 委任状

代表者印により入札する場合でも代理人が入札に参加する場合は必ず提出して下さい。

所定の様式（13 ページ）を使用して下さい。

委任状のコピーを１枚ご用意お願いします。

④ 入札保証金

入札保証金について（7 ページ）を参照して下さい。

⑤ 写真付き身分証明書（運転免許証等）

入札前の受付時間内に入札保証金を納付いただく際に、写真付き身分証明書のコピーを取らせていただきます（可能ならば、事前にご準備お願いします。）。これは、落札決定後、落札者以外の方にはその場で入札保証金を還付することとなるため、納付された方と同一人であることを確認するためのものです。

入札に参加される方の写真付き身分証明書をお持ちください。

⑥ 印鑑、収入印紙

同じく、入札保証金を還付する際に、受領証への押印が必要となります。法人である場合は、実際に入札に来られた方の私印で構いません。

なお、受領証には、印紙税法の規定により 200 円の収入印紙が必要となります。県庁内の郵便局でも購入できます。

◎入札保証金について

・入札者は入札前の受付時間内に入札保証金を納付して下さい。
・入札保証金 450,000 円とします。
・入札保証金は現金で納付して下さい。
・落札者の入札保証金は売買契約締結まで還付しません。なお、入札保証金は契約保証金に充当することができます。
・落札者以外の入札保証金は、保証金を納付したときに発行する受領証書と引き替えに速やかに還付します。

公　　告

県有財産に係る一般競争入札の実施

県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項の規定により公告します。

令和８年11月25日

富山県知事　新　　田　　八　　朗

１　入札に付する物件

入札物件の所在地	樹種	本数（本）	立木材積（立方メートル）	予定価格（円）
富山県氷見市小滝県営林	スギ	1,334本	1,725.866m3	4,357,200円

備考　予定価格とは、あらかじめ県が定めた最低売払価格をいう。

（消費税及び地方消費税に相当する額は含めない。）

２　入札口数　１口

３　入札方法　出場入札

４　入札に参加する者に必要な資格

富山県内において木材（素材（薪炭用材及びきのこ生産原木を除く。）、製材、特殊用材（集成材等）及び木材チップ）の生産又は販売を業とする者とします。ただし、地方自治法施行令第 167条の４第１項に規定する一般競争入札に参加することができない者又は同条第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後３年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者は、入札に参加できません。

５　入札心得書及び契約条項を示す日時及び場所

(1)　日時

令和８年11月25日（水）から令和８年12月８日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時まで

(2)　場所　富山市桜橋通り5-13　富山興銀ビル４階

富山県農林水産部森林政策課森林整備係

電話番号　076-444-3386（直通）

6　入札保証金に関する事項

(1)　入札に参加しようとする者は、原則として、現金により 450,000円を入札保証金として入札執行日の受付時間内に納めなければなりません。

(2)　落札者が納付した入札保証金は、契約を締結した後に還付します。落札者以外の者が納付した入札保証金は、開札終了後、速やかに還付します。

7　入札及び開札の日時及び場所

(1)　受付時間　令和８年12月９日（水）午前10時15分から午前10時55分まで

指定の受付時間を厳守願います。指定の受付時間に出場がなかった場合は、入札を棄権したものとして取り扱います。

(2)　入札に参加する者に必要な資格の確認

受付時間内に富山県木材組合連合会の発行する木材業者等登録証の写し又は過去２年以内の富山県内における木材の生産又は販売の実績を証する書類（木材取引に係る契約書の写し等）を提出してください。

(3)　入札及び開札の日時　令和８年12月９日（水）午前11時

(4)　場所　富山市新総曲輪１番７号　富山県庁本館１階入札室

8　入札の無効に関する事項

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第94条及び別に定める入札心得書第７条に該当する入札並びにこの公告に違反する入札は、無効とします。

9　入札書記載上の留意事項

(1)　入札書は別に定める入札心得書の所定の様式を使用してください。

(2)　落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載願います。

10　現地下見案内

(1)　現地下見案内に参加を希望する場合は、令和８年11月30日（月）までに(2)に連絡のうえ、(3)の集合場所に集合してください。

(2)　連絡先　　富山県高岡農林振興センター森林整備課林政・普及班

電話番号　0766-26-8454

(3)　集合場所　氷見市林道「胡桃小滝線」入口付近待避所

（氷見市小滝　富山県道18号「氷見田鶴浜線」沿い）

(4)　集合日時　令和８年12月１日（火）午後２時

(5)　その他　降雪、積雪、路面凍結その他の理由により安全な通行が確保できない場合は、現地案内を中止することがあります。中止の場合、現地下見案内参加者に対し説明会内容を連絡します。

11　契約の締結及び代金納付

(1)　契約締結日は落札決定の通知をした日の翌日から起算して５日以内（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）、立木代金の納付期限は落札決定の通知をした日から起算して30日以内とし、立木の伐採搬出は代金完納後でなければ着手できないものとします。

(2)　契約保証金は 450,000円とし、契約締結と同時に納付することとします。

12　その他

(1)　現地下見案内に不参加の者が入札に参加された場合でも、現地下見案内における各種事項について、すべて了知されているものとみなします。また、現地下見案内の実施の有無にかかわらず、入札参加希望者は必要に応じて自ら現地を確認した上で入札してください。なお、現地確認不足を理由とした異議申立ては受け付けません。入札参加者は自己の責任において物件内容を確認したものとして取り扱います。

(2)　入札の執行に当たっては、この公告のほか、地方自治法、地方自治法施行令及び富山県会計規則の定めるところによります。

13　問い合わせ先

富山市桜橋通り5-13　富山興銀ビル４階

富山県農林水産部森林政策課森林整備係

電話番号　076-444-3386（直通）

入札心得書

第１条　入札希望者は、この「入札心得書」を熟読のうえ入札して下さい。

第２条　公告物件の数量が現地物件と符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第３条　入札書は、別紙様式に必要な事項を記載し、記名、代表者印を押印のうえ、係員の指示に従い入札箱に投函して下さい。

第４条　入札者が代理人である場合には、入札前に必ず委任状を担当者に提出して下さい。

第５条　落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載願います。

第６条　提出した入札書は、事由の如何に関わらず、引き換え、変更又は取り消しをすることはできません。

第７条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
(1)　入札に参加する資格を有しない者の入札
(2)　入札の受付時間内に入札保証金を納付していない者の入札
(3)　450,000 円に満たない入札保証金を納付した者の入札
(4)　入札書の記載事項が不明な入札及び入札金額を訂正し、その個所に押印のない入札
(5)　入札書に記名もしくは押印のない入札
(6)　委任状のない代理人の入札
(7)　予定価格を下回る入札
(8)　１回の入札につき、同一人で２通以上の入札書を提出した入札
(9)　入札者が他の入札者の代理人を兼ねてした入札又は２人以上の入札者の代理を兼ねてした者の入札
(10)　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害しもしくは不正の利益を得るために連合した者の入札
(11) この「入札心得書」に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

第８条　開札は、次のとおりとします。
(1)　入札後直ちに入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合には、県が指定した者を立ち会わせて開札します。この場合は、落札者の決定について異議の申し立てはできません。
(2)　開札においては、入札者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を読み上げ、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がない場合にはその旨を開札に立会った入札者にお知らせします。

第９条　落札者は、有効札のうち県の予定価格以上で、最高価格で入札した方とします。ただし、落札者となるべき同額の入札者が二人以上ある時は、直ちにくじによって落札者を決定します。

入　札　書

令和　　年　　月　　日

富山県知事　新田　八朗　殿

入札者
住　所（所在地）
商号又は名称
代表者氏名　　印

代理人
住　　所
氏　　名　　印

下記のとおり入札します。

記

１　入札物件
県有財産（立木）の売払

物件の所在地	樹種	本数	立木材積
富山県氷見市 小滝県営林	スギ	1,334本	1,725.866m3

２　入札金額

金　　円

（注）　１ 代理人が入札する場合、あらかじめ委任状を提出してください。
２ 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名（押印は不要）を記入の上、代理人の住所、氏名を記入し、委任状の代理人欄に押印されている印鑑を押印してください。

委　任　状

代理人　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記物件の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

代理人使用印

記

入札物件　県有財産（立木）の売払

物件の所在地	樹種	本数	立木材積
富山県氷見市 小滝県営林	スギ	1,334本	1,725.866m3

令和　　年　　月　　日

委任者　　住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　印

（案 1）

県有財産売買契約書

売払人富山県（以下「甲」という。）と買受人　　（以下「乙」という。）との間において、次の条項により売買契約を締結する。

（売買物件）

第１条　売買物件は、次の表に掲げる立木とする。

物件の所在地	樹種	本数	立木材積
富山県氷見市 小滝県営林	スギ	1,334本	1,725.866m3

（売買代金）

第２条　売買代金は、金　　円とする。

（うち、取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額金　　円）

（契約保証金）

第３条　乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金 450,000 円を甲の指定する手続により甲に納付しなければならない。

２　前項の契約保証金（以下「契約保証金」という。）は、次条第２項に定める違約金又は第８条第２項に定める損害賠償の予定と解釈しない。また、契約保証金には、利息を付さないものとする。

３　甲は、乙が次条第１項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

４　甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、契約保証金を甲に帰属させるものとする。

（売買代金納付期限等）

第４条　乙は、売買代金のうち契約保証金を除いた金　　円を、甲の発行する納入通知書により、令和９年１月７日までに甲の指定する金融機関に支払わなければならない。

２　乙が前項に規定する納付期限までに、売買代金を支払わないときは、甲は、年 14.5 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができる。

（所有権の移転）

第５条　売買物件の所有権は、乙が売買代金（乙の代金納付が遅延した場合は、違約金を含む。）を完納した時に、乙に移転するものとする。

（売買物件の引渡し）

第６条　甲は、売買物件の所有権が移転した日から 15 日以内で両者が協議して定める日に、売買物件の所在する場所において当該物件を乙に引渡し、乙は、当該物件の領収書を甲に提出するものとする。

２　乙は、売買物件の引渡しについては、甲の指示に従わなければならない。

（売買物件の搬出及び跡地検査）

第７条　乙は、前条の引渡しを完了した日から３年以内に売買物件を搬出しなければならない。

２　乙は、売買物件の搬出を完了したときは、遅滞なく搬出完了届を提出するものとする。

３　甲は、前項の搬出完了届を受理した日から 15 日以内に、乙の立会いを求めて跡地検査を行うものとする。

４　乙は、当該跡地に残存させる素材その他産物は、再造林に支障のないよう配置しなければならない。

（搬出期限の延長等）

第８条　乙は、前条第１項の期限内に売買物件の搬出を終わらないと予想されるときは、当該期限の７日前までに甲に対してその理由を付して、期限の延長の承認を受けなければならない。

２　乙は、前項の承認を受けたときは遅延損害金として延長日数１日につき売買代金の 1000 分の１の金額を、同項の承認を得ずして売買物件の搬出を終わらなかったときは遅滞損害金として延長日数１日につき 1000 分の２の金額を甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することのできない理由により搬出の期限を延長するときは、この限りでない。

（権利義務の譲渡）

第９条　乙は、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第 10 条　乙は、売買物件の伐採又は搬出に当たり甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（危険負担）

第 11 条　乙は、この契約締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰することのできない理由により売買物件が滅失し、又は損傷した場合においては、甲に対して売買代金の減免を請求することができないものとする。

（契約不適合責任）

第 12 条　乙は、この契約締結後、売買物件の箇所、面積、種類、材積、数量又は当該契約の内容に適合しない場合であっても、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（催告による解除）

第 13 条　甲は、前条の規定にかかわらず、乙がこの契約に定める義務（以下この条及び次条において「債務」という。）を履行しない場合は相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（催告によらない解除）

第 14 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　債務の全部の履行が不能であるとき。

(2)　乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4)　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5)　前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6)　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（乙が支店若しくは事業所である場合にはその代表者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(7)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(8)　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

(9)　役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(10)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(11)　役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

２　前条及び前項の契約の解除は、乙に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。

（その他の事項）

第 15 条　その他の事項については、富山県会計規則（昭和 62 年富山県規則第 17 号）によるものとする。

（協議）

第 16 条　この契約について疑義のある事項又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和８年　月　日

甲　売払人　富山市新総曲輪１番７号
富山県知事　新　田　八　朗

乙　買受人

（案2）

県有財産売買契約書

売払人富山県（以下「甲」という。）と買受人　　（以下「乙」という。）との間において、次の条項により売買契約を締結する。

（売買物件）

第１条　売買物件は、次の表に掲げる立木とする。

物件の所在地	樹種	本数	立木材積
富山県氷見市 小滝県営林	スギ	1,334本	1,725.866m3

（売買代金）

第２条　売買代金は、金　　円とする。

（うち、取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額金　　円）

（契約保証金）

第３条　乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金 450,000 円を甲の指定する手続により甲に納付しなければならない。

２　前項の契約保証金（以下「契約保証金」という。）は、第 11 条に定める違約金又は第 22 条第２項に定める損害賠償の予定と解釈しない。また、契約保証金には、利息を付さないものとする。

３　甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

４　甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、契約保証金を甲に帰属させるものとする。

（即納金の支払）

第４条　乙は、第２条に定める売買代金のうち即納金として金　　円を、甲の発行する納入通知書により、令和９年１月７日までに甲の指定する金融機関に支払わなければならない。

（売買代金の延納）

第５条　甲と乙とは、売買代金からこの契約の締結後即納することとなる金額を差し引いた金額　　円について、年 7.25 パーセントの利息を付し、かつ、次条及び第７条の規定により担保することを条件として、次のとおり延納の特約をする。

区　分 回	納付期日 年月日	延納代金 円	延納利息 円	納付金額 円
合　計				

２　乙は、前項の表の納付金額欄に掲げる金額をそれぞれ同表の納付期日欄に掲げる日までに甲の指定する金融機関に支払わなければならない。

３　甲は、乙から第１項の表に掲げる延納代金を当該納付期日前に支払う旨の通知があったときは、納付期日を繰り上げ、当該繰上期間に対応する延納利息額を控除することができる。ただし、当該繰上期間が１月未満であるときは、この限りでない。

（担保の提供）

第６条　乙は、前条の延納の特約に係る支払を担保するため、令和８年 12 月 28 日までに担保を提供しなければならない。

２　前項の担保の取扱については、富山県営林産物売払規則（昭和 41 年富山県規則第 12 号）第７条の定めるところによるものとする。

３　第１項の場合において、登記等に要する一切の費用は、乙の負担とする。

（増担保等）

第７条　甲が、前条の規定により担保として提供を受けた財産の価額が減少したと認めて、乙に増担保又は代担保の提供を請求したときは、乙は、遅滞なく甲の認める財産を増担保又は代担保として提供しなければならない。

２　乙は、担保物に対して第三者が訴訟を提起した場合は、その旨甲に通知するとともに、甲の請求があったときは、遅滞なく代担保を提供しなければならない。

（担保価値の変動通知）

第８条　乙は、担保物について担保価値に変動を及ぼすと認められる事実上又は法律上の行為をしようとするときは、あらかじめ、その内容を甲に通知しなければならない。

（担保の一部解除）

第９条　甲は、乙が第５条第１項の表に掲げる納付金額を支払った後、担保の一部の解除を申し出た場合において適当と認めるときは、担保の一部を解除することができる。

（延納特約の解除）

第 10 条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、延納の特約を解除し、又はその特約を変更することができる。

(1)　乙について差押え、仮差押若しくは仮処分の申請又は和議開始の申立てがあったとき。

(2)　乙が租税その他の公課について滞納処分を受けたとき。

(3)　乙について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたとき。

(4)　乙において担保物件を侵害すべき行為のあったとき。

(5)　乙が第６条から第８条まで及び第 12 条に定める義務に違反したとき。

(6)　第５条第１項の表の納付金額欄に掲げる金額をそれぞれ同表の納付期日欄に定める日までに支払わなかった場合で、甲が必要と認めるとき。

２　甲が前項の規定により延納の特約を解除したときは、乙は、未納の延納代金と当該金額に対して解除の日までに付すべき延納利息との合計額を同時に甲に支払わなければならない。

３　第１項第１号から第３号までに該当するときは、乙は、遅滞なく甲にその旨を報告しなければならない。

４　甲は、第１項の規定により延納の特約を解除したときは、乙が第２項の金額の支払を完了するまで担保の解除をしないものとする。

（違約金）

第 11 条　乙は、第４条の即納金並びに第５条第１項に定める延納代金及び延納利息を納付期日までに支払わなかったとき、第６条第１項に定める担保の提供期限までに担保を提供しなかったとき、又は前条第２項の規定により納付すべき金額を甲の指定する期日までに支払わなかったときは、その期日の翌日から履行のあった日までの日数に応じ違約金として年 14.5 パーセントの割合で計算した金額を甲に支払わなければならない。

（実地調査等）

第 12 条　甲は、第５条第１項に定める債権の保全上必要があると認められたときは、乙に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

（所有権の移転）

第 13 条　売買物件の所有権は、乙が第４条に定める即納金（即納金の納付が遅延した場合は、違約金を含む。）を完納し、かつ、第６条第１項に定める担保の提供（担保の提供を遅延した場合は、違約金を含む。）を完了した時に、乙に移転するものとする。

（売買物件の引渡し）

第 14 条　甲は、売買物件の所有権が移転した日から 15 日以内で両者が協議して定める日に、売買物件の所在する場所において当該物件を乙に引渡し、乙は、当該物件の領収書を甲に提出するものとする。

２　乙は、売買物件の引渡しについては、甲の指示に従わなければならない。

（売買物件の搬出及び跡地検査）

第 15 条　乙は、前条の引渡しを完了した日から３年以内に売買物件を搬出しなければならない。

２　乙は、売買物件の搬出を完了したときは、遅滞なく搬出完了届を提出するものとする。

３　甲は、前項の搬出完了届を受理した日から 15 日以内に、乙の立会いを求めて跡地検査を行うものとする。

４　乙は、当該跡地に残存させる素材その他産物は、再造林に支障のないよう配置しなければならない。

（搬出期限の延長等）

第 16 条　乙は、前条第１項の期限内に売買物件の搬出を終わらないと予想されるときは、当該期限の７日前までに甲に対してその理由を付して、期限の延長の承認を受けなければならない。

２　乙は、前項の承認を受けたときは遅延損害金として延長日数１日につき売買代金の 1000 分の１の金額を、同項の承認を得ずして売買物件の搬出を終わらなかったときは遅滞損害金として延長日数１日につき 1000 分の２の金額を甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することのできない理由により搬出の期限を延長するときは、この限りでない。

（権利義務の譲渡）

第 17 条　乙は、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第 18 条　乙は、売買物件の伐採又は搬出に当たり甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（危険負担）

第 19 条　乙は、この契約締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰することのできない理由により売買物件が滅失し、又は損傷した場合においては、甲に対して売買代金の減免を請求することができないものとする。

（契約不適合責任）

第 20 条　乙は、この契約締結後、売買物件の箇所、面積、種類、材積、数量又は当該契約の内容に適合しない場合であっても、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（催告による解除）

第 21 条　甲は、前条の規定にかかわらず、乙がこの契約に定める義務（以下この条及び次条において「債務」という。）を履行しない場合は相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（催告によらない解除）

第 22 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　債務の全部の履行が不能であるとき。

(2)　乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4)　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5)　前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6)　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（乙が支店若しくは事業所である場合にはその代表者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(7)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(8)　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

(9)　役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(10)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(11)　役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

２　前条及び前項の契約の解除は、乙に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。

（返還金及びその利息）

第 23 条　甲は、この契約を解除したときは、収納済の売買代金及び延納利息を乙に返還するものとする。

２　前項の返還金には、利息を付さないものとする。

（収納済の違約金の不返還）

第 24 条　甲は、この契約を解除したときは、収納済の違約金を乙に返還しないものとする。

（返還金の相殺）

第 25 条　甲は、第 23 条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 11 条に定める違約金、第 16 条第２項に定める遅延損害金若しくは遅滞損害金又は第 18 条若しくは第 22 条第２項の規定による損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、その返還金をそれらの全部又は一部と相殺するものとする。

（その他の事項）

第 26 条　その他の事項については、富山県会計規則（昭和 62 年富山県規則第 17 号）によるものとする。

（協議）

第 27 条　この契約について疑義のある事項又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　売払人　富山市新総曲輪１番７号
富山県知事　新　田　八　朗

乙　買受人　住所
氏名